

岩手県医療局管理規程第5号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第7章の2 引当金（<u>第161条の2</u>）</p> <p>第8章～第12章 [略]</p> <p>附則 （付替処理）</p> <p>第15条 所属長間の取引は、勘定付替報告書により付替処理しなければならない。ただし、病院における収納金及び同一の病院群（医療局組織規程（昭和35年医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第28項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）及び同欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院の長間の取引については、この限りでない。</p> <p>2 [略] （金銭の制限額）</p> <p>第18条 会計出納員（<u>組織規程第4条第28項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の会計出納員を除く。この章の第4節から第6節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略] （振替通知）</p> <p>第85条 局長は、第166条第2項の規定により令達した支出予算及び資金状況を勘案し、毎月の支払限度額を必要の都度支払限度通知書により病院の長（<u>組織規程第4条第28項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長を除く。）に通知しなければならない。</p> <p>2 [略] （減価償却額）</p> <p>第157条 [略]</p> <p>2 前項における有形固定資産の償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の100分の5に相当する額を控</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p><u>第7章の2 リース資産の特例（第161条の2）</u></p> <p><u>第7章の3 引当金（第161条の3）</u></p> <p>第8章～第12章 [略]</p> <p>附則 （付替処理）</p> <p>第15条 所属長間の取引は、勘定付替報告書により付替処理しなければならない。ただし、病院における収納金及び同一の病院群（医療局組織規程（昭和35年医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）及び同欄の区分に応じ、同表<u>右欄</u>に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院の長間の取引については、この限りでない。</p> <p>2 [略] （金銭の制限額）</p> <p>第18条 会計出納員（<u>組織規程第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の会計出納員を除く。この章の第4節から第6節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略] （振替通知）</p> <p>第85条 局長は、第166条第2項の規定により令達した支出予算及び資金状況を勘案し、毎月の支払限度額を必要の都度支払限度通知書により病院の長（<u>組織規程第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長を除く。）に通知しなければならない。</p> <p>2 [略] （減価償却額）</p> <p>第157条 [略]</p> <p>2 前項における有形固定資産の償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の100分の5に相当する額を控</p>

除して得た額から前事業年度までにおいてなした償却額の合計額を控除して得た額を超えることはできない。

3 [略]

4 [略]

(減価償却の開始)

第161条 [略]

第7章の2 [略]

(退職給付引当金の計上方法)

第161条の2 [略]

(違約金)

第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行し

除して得た額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除して得た額を超えることはできない。

3 [略]

4 リース資産（第138条第1号カ及び第2号カに掲げるリース資産をいう。以下同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係るもの（以下「所有権移転外ファイナンス・リース資産」という。）の減価償却額は、前3項の規定にかかわらず、当該資産の帳簿原価にリース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、当該耐用年数に応じ、別表第6に定める償却率を乗じて得た額とする。

5 [略]

(減価償却の開始)

第161条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却は、当該資産に係るリース期間の初日の属する月から月数に応じて行うものとする。この場合において、第157条第4項の規定の適用については、同項中「償却率を乗じて得た額」とあるのは、「償却率を乗じて得た額に当該資産に係るリース期間の初日の属する月から当該初日の属する年度の末月までの月数を12で除して得た率を乗じて得た額」とする。

第7章の2 リース資産の特例

(重要性の乏しいリース資産の特例)

第161の2 リース資産であって次に掲げるものに係る取引については、地方公営企業法施行規則第55条の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行うものとする。

(1) 器械若しくは備品又は車両であって、耐用年数が1年未満若しくは一契約当たりのリース料の総額が10万円未満のもの又は固定資産として管理することが適当なものであるとして局長が別に定めるもの以外のもの

(2) リース期間が1年以内であるもの

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース資産であって、一契約当たりのリース料の総額が300万円以下であるもの（第1号に掲げるものを除く。）

第7章の3 [略]

(退職給付引当金の計上方法)

第161条の3 [略]

(違約金)

第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行し

ない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年2.9パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならぬ。

2 [略]

別表第2（第16条関係）

[略]

中間勘定

款	項	目	節	コード 番号	備考
中間勘定	[略]				
定	地域病院勘定	[略]			同一の病院群内の特定病院と組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院における勘定
	特定病院勘定	[略]			同一の病院群内の組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院と特定病院における勘定
[略]					

ない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年2.8パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならぬ。

2 [略]

別表第2（第16条関係）

[略]

中間勘定

款	項	目	節	コード 番号	備考
中間勘定	[略]				
定	地域病院勘定	[略]			同一の病院群内の特定病院と組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院における勘定
	特定病院勘定	[略]			同一の病院群内の組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院と特定病院における勘定
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。